

富山県青少年自然の家 条例・規則集

令和 8 年 8 月

富山県教育委員会

<目 次>

富山県青少年自然の家条例	1
富山県青少年自然の家条例施行規則	7
富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例	10
富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則	14
富山県暴力団排除条例	20
富山県暴力団排除条例に関する規則	30

○富山県青少年自然の家条例

昭和49年10月1日

富山県条例第46号

〔富山県呉羽青少年自然の家条例〕を公布する。

富山県青少年自然の家条例

(昭55条例47・平18条例51・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、富山県青少年自然の家の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭55条例47・追加、平18条例51・一部改正)

(設置)

第2条 自然環境の中での集団生活を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、富山県青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）を設置する。

(昭55条例47・旧第1条繰下・一部改正、平18条例51・一部改正)

(名称及び位置)

第3条 青少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県呉羽青少年自然の家	富山市
富山県砺波青少年自然の家	砺波市

(昭55条例47・追加、平16条例47・平18条例51・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に青少年自然の家の管理を行わせるものとする。

(平17条例83・追加、平18条例51・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 青少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 第8条第1項の規定による利用の承認に関する業務
- (3) 第9条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他青少年自然の家の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

(平17条例83・追加、平18条例51・平21条例42・一部改正)

(休所日)

第6条 青少年自然の家の休所日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があ

ると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休所日以外の日に休所し、又は休所日に開所することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日に当たる場合は、その日の翌々日）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（平17条例83・追加、平18条例51・一部改正）

（利用時間）

第7条 青少年自然の家の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(1) 宿泊 午後1時から翌日の午後1時まで

(2) 日帰り 午前9時から午後5時まで

（平17条例83・追加、平18条例51・一部改正）

（利用の承認）

第8条 青少年自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

(1) 青少年自然の家の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他青少年自然の家の管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認には、青少年自然の家の管理上必要な条件を付することができる。

（昭55条例47・旧第3条繰下、平17条例83・旧第4条繰下・一部改正、平18条例51・一部改正）

（利用料金）

第9条 前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

（平21条例42・全改）

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、教育委員会の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(平21条例42・全改)

(利用料金の還付)

第11条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(平21条例42・全改)

(利用の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかとなつたとき。
- (3) 第8条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) その他青少年自然の家の管理上特に支障があると認められるとき。

(平17条例83・追加、平18条例51・一部改正)

(教育委員会規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(昭55条例47・旧第9条繰下、平17条例83・旧第10条繰下、平21条例42・一部改正)

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和49年教委規則第16号で昭和50年1月1日から施行)

附 則(昭和55年条例第36号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第47号)

この条例は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の使用料については、この条例による改正後の富山県少年自然の家条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和58年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の使用料については、この条例による改正後の富山県少年自然の家条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第66号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成元年規則第34号で平成元年7月1日から施行）

附 則（平成3年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第49号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(富山県バイオテクノロジーセンター条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第10条から第13条まで又は第20条から第31条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により利用若しくは専用使用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第10条から第13条まで又は第20条から第31条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成13年条例第29号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第47号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第83号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県少年自然の家条例第4条の規定によりした承認又は同条の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山県少年自然の家条例第8条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則 (平成18年条例第51号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の富山県少年自然の家条例第8条第1項の規定により富山県呉羽少年自然の家に係る利用の承認を受けている者は、第1条の規定による改正後の富山県青少年自然の家条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定により富山県呉羽青少年自然の家に係る利用の承認を受けた者とみなす。

- 4 前2項の規定により利用の承認を受けた者とみなされる者の当該承認に係る使用料の額については、新条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年条例第42号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第9条関係）

（平21条例42・全改、平26条例21・平28条例6・平31条例9・令8条例6・一部改正）

区分		単位	26歳以上の者	25歳以下の者（幼児、小中学校の児童、生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	小学校の児童、生徒及びこれらに準ずる者	幼児
宿泊	本館	1人1泊につき	2,800円	800円	400円	無料。ただし、寝具を提供する場合は、400円
	キャンプ場	1人1泊につき	200円		100円	無料
日帰り		1人1日につき	100円			無料

備考

- 「幼児」とは、6歳以下の者（小学校の児童及びこれに準ずる者を除く。）をいう。
- 宿泊利用者については、日帰りの利用料金は、加算しない。

○富山県青少年自然の家条例施行規則

昭和49年12月5日

富山県教育委員会規則第17号

〔富山県呉羽少年自然の家条例施行規則〕を次のように定め、公布する。

富山県青少年自然の家条例施行規則

(昭55教委規則6・平18教委規則7・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県青少年自然の家条例(昭和49年富山県条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭55教委規則6・平18教委規則7・一部改正)

(業務)

第2条 富山県青少年自然の家(以下「青少年自然の家」という。)は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 集団宿泊訓練に関すること。
- (2) 自然観察、自然探究その他自然に親しむ学習活動に関すること。
- (3) オリエンテーリング、サイクリング、キャンプその他の野外活動に関すること。
- (4) 青少年教育の指導者研修に関すること。
- (5) その他青少年自然の家の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(昭55教委規則6・平18教委規則7・一部改正)

(利用者の範囲)

第3条 青少年自然の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、集団生活を含む適切な活動計画をもつ者とする。ただし、富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者
- (2) 青少年団体の構成員
- (3) 青少年教育にあたる指導者

(平11教委規則6・平18教委規則7・平28教委規則2・一部改正)

(利用の申込み)

第4条 条例第8条第1項の承認を受けようとする者は、原則として利用しようとする日(以下「利用日」という。)の30日前までに利用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(昭55教委規則6・一部改正、平17教委規則17・旧第5条繰上・一部改正)

(承認等の通知)

第5条 指定管理者は、前条の規定による利用の申込みがあつた場合は、速やかに利用申込書を調

査し、その利用を承認するときは利用承認書により、その利用を承認しないときはその旨を、申込者に通知するものとする。

(平17教委規則17・旧第6条繰上・一部改正)

(予約の取消し)

第6条 前条の規定による利用の承認の通知を受けた者（以下「利用者」という。）がその利用を取り消そうとするときは、利用日の7日前までにその旨を指定管理者に申し出なければならない。

(平17教委規則17・旧第7条繰上・一部改正)

(承認書の提示)

第7条 利用者は、利用の当日利用承認書を指定管理者に提示しなければならない。

(平17教委規則17・旧第8条繰上・一部改正)

(利用者の義務)

第8条 青少年自然の家の利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年自然の家の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為
- (2) 青少年自然の家の施設設備をき損する行為
- (3) 自然環境の保全に支障を及ぼす行為
- (4) 指定管理者が指示する場所又は時間以外で行う飲酒
- (5) その他青少年自然の家の管理運営に支障を及ぼす行為

(平11教委規則6・一部改正、平17教委規則17・旧第9条繰上・一部改正、平18教委規則7・一部改正)

(細則)

第9条 この規則に定めるものを除くほか、青少年自然の家の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

(昭57教委規則1・旧第13条繰上、平17教委規則17・旧第12条繰上、平18教委規則7・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和50年1月1日から施行する。

(富山県教育委員会行政組織規則の一部改正)

- 2 富山県教育委員会行政組織規則（昭和49年富山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和55年教委規則第6号）

この規則は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則（昭和57年教委規則第1号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第6号）
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第17号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第7号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第2号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年 3月25日

富山県条例第4号

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例を公布する。

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県の公の施設に係る指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則、教育委員会規則又は公営企業管理規程(以下「規則等」という。)で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募するものとする。

(平23条例31・令3条例3・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により公募された公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定めるところにより、申請書に次に掲げる書類を添付して、当該指定に係る公の施設を管理する知事等に提出しなければならない。

- (1) 当該公の施設の管理の業務に関し規則等で定める事項を記載した事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則等で定める書類

(指定管理候補者の選定)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、同条の規定による申請をした法人等のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。
- (3) 指定管理者の指定の申請をした法人等が、公の施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な財産的基礎及び人的構成を有すること。

(公募によらない指定管理候補者の選定)

第5条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき。

- (2) 前条の規定による審査の結果、指定管理候補者となるべき法人等がなかったとき。
- (3) 前条の規定により指定管理候補者を選定した後、当該指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となったとき、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された指定管理者に管理を行わせていた公の施設に係る指定管理候補者を選定するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理上特別な事情があると認められる公の施設として規則等で定めるものに係る指定管理候補者を選定するとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定しようとする法人等と協議し、第3条各号に掲げる書類の提出を求め、当該書類の内容を前条各号に掲げる基準に照らして判断するものとする。

(指定管理候補者として選定しない法人等)

第6条 県議会議員、知事、副知事並びに法第180条の5第1項及び第2項の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他規則等で定める法人等を除く。）については、指定管理候補者として選定しないものとする。

(平19条例4・平27条例4・令3条例3・一部改正)

(指定管理候補者選定委員会)

第7条 知事等は、第4条又は第5条第1項の規定により指定管理候補者を選定するため、指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに置くものとする。ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 選定委員会は、委員5人以上10人以内で組織する。
- 4 委員は、公の施設の管理運営、利用等に関し識見を有する者及び県職員のうちから、知事等が任命する。この場合において、県職員である委員の数は、委員の総数の半数以上であってはならない。
- 5 委員の任期は、任命の日から第14条の規定による指定の告示の日までとする。
- 6 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 7 委員長は、県職員である委員以外の委員のうちから互選する。
- 8 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 9 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 選定委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

12 前各項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、規則等で定める。

(平26条例7・追加)

(指定管理者評価委員会)

第8条 知事等は、指定管理者が行う公の施設の管理の業務の実施の状況等について、適時に評価させるため、指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、委員3人以上8人以内で組織する。

3 委員は、公の施設の管理運営、利用等に関し識見を有する者のうちから、知事等が任命する。

4 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までとする。

5 前条第2項及び第6項から第12項までの規定は、評価委員会について準用する。この場合において、同条第7項中「県職員である委員以外の委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(平26条例7・追加)

(事業報告書)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後及びその指定の期間の満了後、速やかに、その管理する公の施設の管理の業務に関し規則等で定める事項を記載した事業報告書（以下この条において「事業報告書」という。）を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに、当該指定を取り消された日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間について事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

(平26条例7・旧第7条繰下)

(原状回復義務等)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わないこととなった公の施設の施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

(平26条例7・旧第8条繰下)

第11条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。

(平26条例7・旧第9条繰下)

(秘密保持義務等)

第12条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(平26条例7・旧第10条繰下)

(名称等の変更の届出)

第13条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事等に届け出なければならない。

(平26条例7・旧第11条繰下)

(指定等の告示)

第14条 知事等は、指定管理者の指定をしたとき、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は前条の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(平26条例7・旧第12条繰下)

(規則等への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、規則等で定める。

(平26条例7・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第31号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則

平成17年 3 月25日

富山県教育委員会規則第12号

富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則を次のように定め、公布する。

富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 条例第2条の教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請する法人等の資格
- (3) 申請の期間
- (4) 審査の項目及び方法
- (5) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定予定期間」という。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに教育委員会が定める事項
(申請書等の提出等)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定申請書（様式第1号）によるものとし、教育委員会が別に定める申請の期間内に提出するものとする。

2 条例第3条第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 管理をしようとする公の施設（以下「管理予定施設」という。）の管理の業務に関する基本方針
- (2) 指定予定期間における年度ごとの管理予定施設の管理の業務の実施計画
- (3) 指定予定期間における年度ごとの管理予定施設の管理の業務の収支計画
- (4) 管理予定施設の管理の業務の実施体制
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに教育委員会が定める事項

3 条例第3条第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

- (3) 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前2事業年度（申請日の属する事業年度開始の日前2年以内に終了した各事業年度をいう。次号において同じ。）の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- (4) 申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前号に掲げる書類のうち前事業年度に係るものを作成していないときは、申請日の属する事業年度の前事業年度の直前2事業年度の同号に掲げる書類
- (5) 前2号に掲げる書類を作成していない場合にあっては、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- (6) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに教育委員会が必要と認める書類
（管理上特別な事情があると認められる公の施設）

第4条 条例第5条第1項第5号の規則で定める公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

- (1) 法令等の規定により特定の法人等が管理を行うこととされている公の施設
- (2) 公の施設に隣接して、特定の法人等が設置し、及び管理する施設がある場合において、当該法人等が当該法人等の施設と当該公の施設とを一体的に管理することにより、公の施設の効率的な管理を確保し、及び公の施設を利用する者の利便性の向上を図ることができると認められる当該公の施設

（平23教委規則1・平27教委規則5・一部改正）

（指定管理候補者として選定しない法人等の例外）

第5条 条例第6条の規則で定める法人等は、次に掲げる法人等とする。

- (1) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人で当該公の施設の管理を主たる業務とするもの又は当該公の施設の管理に類する業務を行っているもののうち次のいずれかに該当するもの
 - ア 県が当該法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずる者及び支配人の2分の1以上を派遣している法人
 - イ アに掲げるもののほか、職員の派遣の状況が次のいずれかに該当する法人であって、経営の安定が確保され、かつ、十分な社会的信用を有するもの
 - (ア) 普通地方公共団体が当該法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずる者及び支配人のおおむね2分の1以上を派遣し、かつ、県が当該法人の代表取締役その他の主要な役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。（イ）において同じ。）を派遣している法人
 - (イ) 県が当該法人の代表取締役その他の主要な役員を派遣し、かつ、当該法人の管理運営

に係る事務に従事する主要な職員を派遣している法人

- (2) 公共団体（普通地方公共団体を除く。）又は公共的団体
（事業報告書）

第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公の施設の管理の業務の実施状況に関する事項
- (2) 公の施設の利用の状況に関する事項
- (3) 公の施設の使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、公の施設の管理の業務に係る経費の状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに教育委員会が定める事項

（平26教委規則3・一部改正）

（名称等の変更の届出）

第7条 条例第13条の規定による届出をしようとする指定管理者は、変更届出書（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

（平26教委規則3・一部改正）

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

指定申請書

年 月 日

富山県教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地

法人(団体)名

代表者氏名

電話番号

次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により申請します。

公の施設の名称

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- 3 法人の登記事項証明書
- 4 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(申請日が前事業年度終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であつて、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれら書類)
- 5 4の書類を作成していない場合は、法人(団体)の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- 6 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- 7 その他教育委員会が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

変更届出書

年 月 日

富山県教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地
法人(団体)名
代表者氏名
電話番号

次のとおり名称(代表者の氏名、主たる事務所の所在地)を変更したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第13条の規定により届け出ます。

管理をしている公の施設の名称		
変 更 の 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日		

様式第1号（第3条関係）

（令3教委規則2・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

（平26教委規則3・令3教委規則2・一部改正）

○富山県暴力団排除条例

平成23年 3 月18日

富山県条例第 4 号

富山県暴力団排除条例を公布する。

富山県暴力団排除条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 暴力団の排除に関する基本的施策（第 6 条—第11条）

第 3 章 青少年の健全な育成を図るための措置（第12条—第13条の 2）

第 4 章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第14条—第17条）

第 4 章の 2 暴力団排除特別強化地域（第17条の 2・第17条の 3）

第 5 章 不動産の譲渡等における措置等（第18条・第19条）

第 6 章 雑則（第20条—第23条）

第 7 章 罰則（第24条・第25条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除の基本となる事項を定めることにより、暴力団の排除を総合的に推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 暴力団排除特別強化地域 暴力団の排除を特に強力に推進する必要がある地域として、別表に掲げる地域をいう。
- (6) 特定営業 次に掲げる営業をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この号において「風営適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業

イ 風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

ウ 風営適正化法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

エ 風営適正化法第2条第13項に規定する接客業務受託営業

オ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの（風営適正化法第2条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）

カ 風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下このカにおいて同じ。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるものに限る。以下このカにおいて「風俗案内所」という。）を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う営業

(ア) 風営適正化法第2条第1項第1号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

a 接待の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報

b 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報

(イ) 風営適正化法第2条第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

a 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報

b 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風営適正化法第2条第7項第1号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風営適正化法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）に関する情報

(7) 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

（令2条例52・令3条例39・一部改正）

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び事業活動に不当な影響を及ぼす存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、県民、事業者、関係機関及び関係団体の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める暴力団の排除についての基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、県民及び事業者（以下「県民等」という。）の協力を得るとともに、関係機関及び

関係団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(県民等の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 県民等は、暴力団の排除に関する情報を取得したときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第2章 暴力団の排除に関する基本的施策

(県の事務及び事業における措置)

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者を県が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第7条 知事若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、県の公の施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定による利用の承認をせず、又は当該利用の承認を取り消すことができる。

(警察による保護措置)

第8条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民等が暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求等に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものその他の暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための広報その他の啓発活動を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第11条 県は、市町村において暴力団の排除に関する施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

(青少年に対する教育等)

第12条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識するとともに、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識するとともに、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平28条例6・一部改正)

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (5) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (6) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (8) 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）第11条第1項第1号の規定により設置された青少年自然の家又は富山県青少年自然の家条例（昭和49年富山県条例第46号）第2条に規定する青少年自然の家
- (9) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (10) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好

な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 暴力団事務所は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域の区域（前項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

3 前2項の規定は、新たに前2項に規定する区域に該当することとなった時において現に存在する暴力団事務所については、適用しない。ただし、新たに前2項に規定する区域に該当することとなった時において一の暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、その該当することとなった時後、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

（平27条例39・令2条例52・令5条例20・一部改正）

（中止命令）

第13条の2 公安委員会は、前条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

（令2条例52・追加）

第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

（利益の供与の禁止）

第14条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（令2条例52・一部改正）

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第15条 事業者は、前条第1項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用し

てはならない。

(暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止)

第16条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第14条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第14条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

(契約時における措置)

第17条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方、当該契約の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは当該事業者は催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

第4章の2 暴力団排除特別強化地域

(令2条例52・追加)

(特定営業者の禁止行為)

第17条の2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下この章において同じ。）の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又はその営業を営むことが容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

(令2条例52・追加)

(暴力団員の禁止行為)

第17条の3 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務を提供することの対償として、又はその営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受けてはならない。

(令2条例52・追加)

第5章 不動産の譲渡等における措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者が講ずべき措置等)

第18条 県内に所在する不動産（以下この章において単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この章において「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めるものとする。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(1) 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

(2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

4 前項第2号に掲げる事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めるものとする。

(不動産の譲渡等の代理等をする者が講ずべき措置等)

第19条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

第6章 雑則

(調査及び立入り)

第20条 公安委員会は、第13条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する区域内の建物に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 公安委員会は、第14条第1項若しくは第2項、第16条第1項、第18条第2項又は第19条第2

項の規定に違反する行為（次条において「違反行為」という。）をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

（令2条例52・一部改正）

（勧告）

第21条 公安委員会は、違反行為があった場合において、当該違反行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該違反行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

（公表）

第22条 公安委員会は、第20条第4項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくて当該説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、又は前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該公表されるべき者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（令2条例52・一部改正）

（公安委員会規則への委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第7章 罰則

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- (2) 第13条の2の規定による命令に違反した者
- (3) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第17条の2の規定に違反した者
- (4) 第17条の3の規定に違反した者

2 第20条第1項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第1項第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（令2条例52・全改、令7条例1・一部改正）

第25条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において

同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項又は第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条第1項又は第2項の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(令2条例52・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、第13条第1項の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の際現に一の暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

附 則 (平成27年条例第39号)

この条例は、少年院法(平成26年法律第58号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年6月1日)

附 則 (平成28年条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、この条例による改正後の富山県暴力団排除条例第13条第1項第7号及び第2項の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の際現に一の暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年条例第39号)

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第20号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（令和7年条例第1号）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。第9条において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年条例第1号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（令2条例52・追加）

地域名	区域
富山市桜木町地域	富山市のうち桜木町、総曲輪一丁目及び本町の区域
富山駅前地域	富山市のうち内幸町、桜町一丁目、桜町二丁目、新富町一丁目及び新富町二丁目の区域
高岡駅前地域	高岡市のうち御旅屋町、新横町、未広町及び宮脇町の区域

○富山県暴力団排除条例に関する規則

平成23年7月14日

富山県公安委員会規則第2号

富山県暴力団排除条例に関する規則を次のように定め、公布する。

富山県暴力団排除条例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）

第3条 条例第6条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

（暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の基準となる施設）

第3条の2 条例第13条第1項第11号に規定する公安委員会規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。

（令2公委規則12・追加）

(調査の手続)

第4条 富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第20条第1項又は第4項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出請求書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。
- 3 条例第20条第1項又は第4項の規定により説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（様式第2号）を提出するものとする。
- 4 公安委員会は、第1項の規定による求めについては、説明・資料提出書の提出期限の日又は口

頭による説明期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

- 5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。

(令2 公委規則12・一部改正)

(口頭による説明の聴取)

第5条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による説明を求めたときは、警察本部長が別に指定する警察職員（以下指定警察職員という。）に当該説明を聴取させることができる。

- 2 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書（様式第3号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

- 4 公安委員会は、前項の規定により説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で説明の日時及び場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を日時等決定通知書（様式第4号）により口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。

(令2 公委規則12・一部改正)

(立入検査)

第5条の2 条例第20条第1項の規定による立入検査は、同項の規定による説明又は資料の提出によつてはその目的を達することができないときに行うものとする。

- 2 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第4号の2）のとおりとする。

(令2 公委規則12・追加)

(勧告の方法)

第6条 条例第21条に規定する必要な勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(公表の方法等)

第7条 条例第22条第1項の規定による公表は、富山県報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。

- 2 前項の公表の内容は、条例第22条第1項の規定により公安委員会が公表をしようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第8条 公安委員会は、条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者

に対し、意見の聴取通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知することができる。
- 3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（様式第7号）の提出を求めるものとする。
- 4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠書類、証拠物その他の資料を提出し、又は提示することができる。
- 5 公安委員会は、第1項の規定による通知については、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しない場合は、意見がなかったものとして取り扱う。

（口頭による意見の聴取）

第9条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、指定警察職員に意見を聴取させることができる。

- 2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書により意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかにその旨を日時等決定通知書により当事者に通知しなければならない。

（令2公委規則12・一部改正）

（代理人の選任）

第10条 条例第20条第1項又は第4項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（様式第8号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。
- 4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第9号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（令2公委規則12・一部改正）

(中止命令の方法)

第11条 条例第13条の2の規定による命令は、中止命令書(様式第10号)により行うものとする。

(令2公委規則12・追加)

(弁明の機会の付与)

第12条 条例第13条の2の規定による命令を行おうとする場合における富山県行政手続条例(平成7年富山県条例第1号。以下「手続条例」という。)第28条の規定による通知は、弁明通知書(様式第11号)により行うものとする。

- 2 手続条例第27条第1項の規定による弁明書には、提出をする者の氏名、住所、弁明の件名及び弁明に係る事案についての意見を記載しなければならない。
- 3 公安委員会は、手続条例第28条の提出期限までに手続条例第27条第1項の弁明書が提出されない場合又は手続条例第28条の日時に弁明者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(令2公委規則12・追加)

(口頭による弁明)

第13条 公安委員会は、弁明を口頭であることを認めたときは、指定警察職員に弁明を録取させるものとする。

- 2 前項の規定により弁明を録取する者(以下「弁明録取者」という。)は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者(手続条例第28条の規定による通知を受けた者(手続条例第29条において準用する手続条例第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。))をいう。以下同じ。)に対し説明しなければならない。
- 3 弁明録取者は、弁明者が口頭による弁明をしたときは、弁明調書(様式第12号)を作成しなければならない。
- 4 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、前項の弁明調書を公安委員会に提出しなければならない。

(令2公委規則12・追加、令8公委規則4・一部改正)

(弁明に当たっての証拠書類等の提出等)

第14条 公安委員会は、手続条例第27条第2項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録(様式第13号)を作成しなければならない。

- 2 前項の提出物目録は、前条第3項の弁明調書に添付しなければならない。
- 3 公安委員会は、第1項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。
- 4 公安委員会は、提出を受けた証拠書類等が必要なくなったときは、速やかにこれを提出した者

に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書（様式第14号）と引換えに行わなければならない。

（令2公委規則12・追加）

（弁明の日時等の変更）

第15条 弁明者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書により口頭による弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による弁明の日時又は場所を変更することができる。

3 公安委員会は、前項の規定により口頭による弁明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第1項の規定による申出を受けた場合で口頭による弁明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を日時等決定通知書により弁明者に通知しなければならない。

（令2公委規則12・追加）

（弁明の機会の付与における代理人の選任等）

第16条 手続条例第29条において準用する手続条例第16条第3項の規定による代理人の資格の証明は、代理人選任届出書により行うものとする。

2 手続条例第29条において準用する手続条例第16条第4項の規定による届出は、代理人資格喪失届出書により行うものとする。

（令2公委規則12・追加）

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

（令2公委規則12・旧第11条線下）

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（令和2年公委規則第12号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和8年公委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の富山県暴力団排除条例に関する規則第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

別表（第3条の2関係）

(令 2 公委規則12・追加)

施設名	所在地
富山市子どもの村	富山市山田赤目谷16番地 2
山野スポーツセンター	富山市本宮12番地
滑川市東福寺野自然公園研修センター（青雲閣）	滑川市東福寺野41番地
黒部市ふれあい交流館	黒部市窪野97番地

様式第1号(第4条関係)

(表)

説明・資料提出請求書	
第 年 月 日 号	
殿	
富山県公安委員会 印	
富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第20条第1項又は第4項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。	
説明又は資料の提出を 求 め る 理 由	
説明又は資料の提出の 内 容	
【説明又は資料の提出方法】 ☐ 書面又は資料の提出	
書 面 又 は 資 料 の 提 出 期 限	年 月 日
書 面 又 は 資 料 の 提 出 先	
☐ 口頭による説明	
説 明 の 日 時	年 月 日 時 分から
説 明 場 所	
説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

注 1 該当する□の中にレ印を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 富山県暴力団排除条例第20条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、あなたが説明をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、同条例第24条第2項の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあるほか、資料提出の請求等の目的が達成できないときは、立入検査を実施することがあります。
また、同条例第20条第4項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、正当な理由がなく説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、同条例第22条第1項の規定により、富山県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明又は資料の提出方法について「☐ 書面又は資料の提出」にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書に、説明・資料提出請求書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
- 3 「☐ 口頭による説明」にレ点が付してある場合は、口頭による説明の聴取を行うものとし、この場合には、原則として説明・資料提出書の提出は必要ありません。ただし、口頭による説明の際に資料の提出を希望する場合は、説明・資料提出書に提出資料の内容を記載の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 4 「☐ 書面又は資料の提出」及び「☐ 口頭による説明」の両方にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 5 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき(口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき)は、富山県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 6 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、富山県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 7 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料提出請求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を富山県公安委員会に提出してください。
- 8 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出請求書を持参してください。

様式第2号(第4条関係)

説明・資料提出書	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
住所	
氏名	
富山県暴力団排除条例に関する規則(平成23年富山県公安委員会規則第2号)第4条第3項の規定により、次のとおり提出します。	
説明・資料提出請求書の番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は資料提出の内容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

様式第3号(第5条、第9条、第15条関係)

日時等変更申出書			
年 月 日			
富山県公安委員会 殿			
住所			
氏名			
富山県暴力団排除条例に関する規則(平成23年富山県公安委員会規則第2号)に基づき、次のとおり日時又は場所の変更を申し出ます。			
種 別	☐ 口頭による説明の聴取(第5条第2項) ☐ 口頭による意見の聴取(第9条第2項) ☐ 口頭による弁明(第15条第1項)		
請求書又は通知書の番号及び日付		第 年 月 日 号 日	
変更申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
変更申出の理由			

注1 該当する□の中にレ印を付すこと。

2 変更申出事項には、変更を申し出る事項のみを記載すること。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

様式第4号(第5条、第9条、第15条関係)

日時等決定通知書					
第 年 月 日 号					
殿					
富山県公安委員会					
富山県暴力団排除条例に関する規則(平成23年富山県公安委員会規則第2号)に基づき、次のとおり決定したので通知します。					
種 別	☐ 口頭による説明の聴取(第5条第4項) ☐ 口頭による意見の聴取(第9条第4項) ☐ 口頭による弁明(第15条第3項)				
請求書又は通知書の番号及び日付	第 年 月 日 号				
☐ 日時又は場所の変更決定					
変更事項	変更前	日時	年 月 日	時 分	
		場 所			
	変更後	日時	年 月 日	時 分	
		場 所			
☐ 日時及び場所の不変更決定					
日時及び場所を変更しない理由					

注 該当する□の中にレ印を付すこと。

(A4)

様式第4号の2(第5条の2関係)

(表)

写 真	身 分 証 明 書 官 職 氏 名 年 月 日 富山県公安委員会 印
--	--

↑

54.0

↓

← 85.6 →

(裏)

富山県暴力団排除条例(抜粋)

(調査及び立入り)

第20条 公安委員会は、第13条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する区域内の建物に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 (略)

(第7章 罰則)

第24条 (略)

2 第20条第1項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

3 (略)

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第5号(第6条関係)

勸 告 書	
第 年 月 日	
殿	
富山県公安委員会 印	
富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第21条の規定により、次のとおり勸告します。	
勸告の原因となる事実	
勸 告 の 内 容	
この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、富山県暴力団排除条例第22条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

様式第6号(第8条関係)

(表)

意見の聴取通知書	
	第 年 月 日 号
殿	
富山県公安委員会 印	
次のとおり意見の聴取を行いますので、富山県暴力団排除条例に関する規則(平成23年富山県公安委員会規則第2号)第8条第1項の規定により通知します。	
予 定 さ れ る 公 表 の 原 因 と な る 事 実	
公 表 の 根 拠 と な る 条 例 の 条 項	
【意見を述べる方法】 ☐ 申述書の提出	
提 出 期 限	年 月 日
提 出 先	
☐ 口頭による意見聴取	
聴 取 の 日 時	年 月 日 時 分から
聴 取 場 所	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

注1 該当する□の中にレ印を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 意見を述べる方法について、「☐ 申述書の提出」にレ点が付してある場合は、申述書に、意見の聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載し、期限までに提出してください。
- 2 「☐ 口頭による意見の聴取」にレ点が付してある場合は、口頭による意見の聴取を行うものとし、申述書の提出は必要ありません。
- 3 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 4 提出期限までに申述書の提出がないとき(口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき)は、富山県公安委員会は、意見がなかったものとして取り扱います。
- 5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、富山県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を富山県公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第7号(第8条関係)

申 述 書 年 月 日 富山県公安委員会 殿 住所 氏名 富山県暴力団排除条例に関する規則(平成23年富山県公安委員会規則第2号)第8条第3項の規定により、次のとおり提出します。	
意見の聴取通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	Empty space for content
備 考	Empty space for content

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

様式第8号(第10条、第16条関係)

代理人選任届出書	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
住所	
氏名	
私は、富山県暴力団排除条例に関する規則(平成23年富山県公安委員会規則第2号)に基づき、次の者を代理人として選任し、下記種別に関する一切の行為をすることを委任します。	
種 別	☐ 説明又は資料の提出(第10条第3項) ☐ 意見の聴取(第10条第3項) ☐ 弁明(第16条第1項)
請求書又は通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
届出人との関係	

注 該当する□の中にレ印を付すこと。

(A4)

様式第9号(第10条、第15条関係)

代理人資格喪失届出書 年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
住所	
氏名	
私の代理人は、下記種別に関する代理人の資格を失ったので富山県暴力団排除条例に関する規則(平成23年富山県公安委員会規則第2号)に基づき届け出ます。	
種 別	☐ 説明又は資料の提出(第10条第4項) ☐ 意見の聴取(第10条第4項) ☐ 弁明(第16条第2項)
請 求 書 又 は 通 知 書 の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	

注 該当する□の中にレ印を付すこと。

(A4)

様式第10号(第11条関係)

(表)

中止命令書		第 号				
		年 月 日				
殿		富山県公安委員会 印				
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍					
	住 所					
	氏 名					
	生年月日	年 月 日				
	命令に係る暴力団事務所の所在地					
上記の者に対し、富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第13条の2の規定により、下記のとおり命令します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">命 令 の 内 容</td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">命 令 を す る 理 由</td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table> 審査請求及び取消訴訟の教示は、裏面のとおりです。			命 令 の 内 容		命 令 を す る 理 由	
命 令 の 内 容						
命 令 を す る 理 由						

(A4)

(裏)

審査請求及び取消訴訟の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として提起することができます。この場合において、富山県を代表する者は富山県公安委員会となります(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- 3 1の審査請求をした場合におけるこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様式第11号(第12条関係)

(表)

第 号	
弁明通知書	
年 月 日	
殿	
富山県公安委員会 印	
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る富山県行政手続条例(平成7年富山県条例第1号)第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので、同条例第28条の規定により通知します。	
記	
弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
不 利 益 処 分 の 根 拠 と な る 条 例 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日まで
摘 要	

弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

注1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、摘要にその旨並びに日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
なお、口頭による弁明の機会を付与されているときは、弁明書の提出は必要ありません。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに弁明書の提出がないとき(口頭による弁明の場合は、出頭すべき期日に出席しないとき)は、富山県公安委員会は、弁明がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、富山県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが弁明しない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人の氏名、住所及び当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を富山県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明の期日に出席する場合には、この弁明通知書を持参してください。

様式第12号(第13条関係)

弁 明 調 書 年 月 日 職名 氏名 ㊟	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
弁明者の住所及び氏名 (代理人の住所及び氏名)	
弁 明 の 要 旨	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4)

様式第13号(第14条関係)

(A4)

[illegible]

(A4)

様式第1号（第4条関係）

（令2公委規則12・全改）

様式第2号（第4条関係）

（令2公委規則12・全改）

様式第3号（第5条、第9条、第15条関係）

（令2公委規則12・全改）

様式第4号（第5条、第9条、第15条関係）

（令2公委規則12・全改）

様式第4号の2（第5条の2関係）

（令2公委規則12・追加）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第8条関係）

（令2公委規則12・全改）

様式第7号（第8条関係）

（令2公委規則12・全改）

様式第8号（第10条、第16条関係）

（令2公委規則12・全改）

様式第9号（第10条、第15条関係）

（令2公委規則12・全改）

様式第10号（第11条関係）

（令2公委規則12・全改）

様式第11号（第12条関係）

（令2公委規則12・全改）

様式第12号（第13条関係）

（令2公委規則12・追加）

様式第13号（第14条関係）

（令2公委規則12・追加）

様式第14号（第14条関係）

（令2公委規則12・追加）